

○西紋別地区環境衛生施設組合議会の定例会の  
回数を定める条例

〔昭和50年4月1日〕  
条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、西紋別地区環境衛生施設組合議会の定例会の回数は年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。